

令和8年1月22日
第2回茅ヶ崎市立松林公民館
運営審議会資料4-1

令和8年1月22日

茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会
会長 今井邦親様

茅ヶ崎市立松林公民館
館長 西山昭一

茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会に対する諮問について

社会教育法第29条第2項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 検討を求める事項

松林公民館と（仮称）松林コミュニティセンターとの連携について

2 理由

公民館は社会教育活動の場として、多様な学習機会の場を提供し、地域における様々な課題に取り組む事業を効果的に展開する社会教育施設であるとともに、地域社会の形成や地域文化の振興にも貢献する等、地域住民が気軽に利用できる最も身近な施設となっています。

また、令和8年10月に開館予定である（仮称）松林コミュニティセンターについては、世代を超えた地域住民の交流の場や、活動の場の提供、情報の受発信や、事業等による交流の場の創出等と様々な取り組みを実施する施設となる予定となっております。

以上のことから、上記1の「検討を求める事項」において諮問をいたしますので、御審議の上、答申くださるようお願ひいたします。

3 答申希望日 令和9年3月